

ロシア連邦産業商務省、並行輸入を可能とする商品リストを改訂

2022年8月16日

JETRO ティェツェルトルツ事務所

ロシア連邦産業商務省は、2022年8月4日、特許権者等またその同意を得てロシア連邦の領域外で商品（商品群）を流通させること（並行輸入）を条件に、ロシア連邦民法で規定された特許権等が及ばないとされる商品（群）のリストの変更に関する命令（ロシア連邦産業商務省命令 2022年7月21日付第3042号、2022年8月4日に第69495号としてロシア連邦司法省に登録）を公表した。

本リストは、ロシア連邦政府が2022年3月30日に公表して施行した3月29日付政府決定第506号に基づいて、ロシア連邦産業商務省が2022年5月6日に公表したもの（詳細は、「[ロシア連邦産業商務省、並行輸入を可能とする商品リストを公表、施行（2022年5月6日）](#)」を参照。）であり、今般、ロシア国内での物品の流通状況の変化等を踏まえて、ロシア連邦産業商務省が改訂を行ったもの。

今回のリスト改訂によって、日本企業に関連する記載は幾つか削除されたが、他方、自動車関連産業を中心に幾つかの項目で日本企業に関連する項目が追加された。本リストに掲載された物品のロシア国内への並行輸入の許容は、2022年に限ったものであるが、ロシア国内では、2023年以降も並行輸入を許容すべきとの意見もあるところ、リストの再改訂を含めて、今後のロシアへの並行輸入の動向については、引き続き注視していきたい。

2022年5月6日に公表したリストと今回公表されたリストを比較すると、修正が広範囲に及んでいるため、リスト¹に記載された日本企業に関連すると考えられる企業名、ブランド、商品名等を可能な範囲で以下のとおり全て抜粋した。ただし、企業名、ブランド、商品名については、リストに記載の通り抜粋しているため、本社と子会社や、日本企業と海外企業などについて明確に区別できない場合があり、あくまで参考情報として捉えていただきたい。

¹ リストに記載の商品の名称および分類は、ユーラシア経済連合貿易品目分類（EAEUのHSコード）毎に品目が特定されている。HSコードは、日本語で「輸出入統計品目番号」、「関税番号」、「税番」などと呼ばれることがあり、あらゆる貿易対象品目を分類している。

（参考）ユーラシア経済連合貿易品目分類（EAEUのHSコード）（IFCG）

<https://www.ifcg.ru/en/kb/tnved/>

（参考）輸出統計品目表（2022年版）（日本税関）

https://www.customs.go.jp/yusyutu/2022_01_01/index.htm

- ・ 2504 90 000 0 (天然黒鉛：その他のもの)

PANASONIC

- ・ 2710 (石油及び歴青油 (原油を除く。)、これらの調製品 (石油又は歴青油の含有量が全重量の 70%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るとし、他の項に該当するものを除く。) 並びに廃油)

ACURA、DAIHATSU、HONDA、INFINITI、ISUZU、LEXUS、MITSUBISHI、NISSAN、SHIMANO、SUBARU、SUZUKI、TOYOTA

- ・ 2818 20 000 0 (人造コランダム (化学的に単一であるかないかを問わない。)、酸化アルミニウム及び水酸化アルミニウム：酸化アルミニウム (人造コランダムを除く。))

iiyama、PIONEER、TOSHIBA、

- ・ 32 (なめしエキス、染色エキス、タンニン及びその誘導体、染料、顔料その他の着色料、ペイント、ワニス、パテその他のマスチック並びにインキ (医療機器として登録された物品を除く))

ACURA、DAIHATSU、HONDA、INFINITI、ISUZU、LEXUS、MITSUBISHI、NISSAN、SUBARU、SUZUKI、TOYOTA

- ・ 3215 (印刷用、筆記用又は製図用のインキその他のインキ (濃縮してあるかないか又は固形のものであるかないかを問わない。))

brother、CANON、EPSON、KYOCERA、RICOH

- ・ 3303 00 (香水類及びオーデコロン類)

Yohji Yamamoto

- ・ 3304 (美容用、メーキャップ用又は皮膚の手入れ用の調製品 (日焼止め用又は日焼け用の調製品を含むものとし、医薬品を除く。) 及びマニキュア用又はペディキュア用の調製品)

Yohji Yamamoto

- ・ 3305 (頭髪用の調製品)

Yohji Yamamoto

- ・ 3307 (ひげそり前用、ひげそり用又はひげそり後用の調製品、身体用の防臭剤、浴用の調製品、脱毛剤その他の調製香料及び化粧品類 (他の項に該当するものを除く。) 並びに調製した室内防臭剤 (芳香を付けてあるかないか又は消毒作用を有するか有しないかを問わない。))

Yohji Yamamoto

- ・ 34 (せっけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそくその他これに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス及びプラスターをもととした歯科用の調製品 (医療機器として登録された物品を除く))

ACURA、DAIHATSU、HONDA、INFINITI、ISUZU、LEXUS、MITSUBISHI、NISSAN、SUBARU、SUZUKI、TOYOTA

- ・ 3403 (調製潤滑剤 (調製した切削油、ボルト又はナットの離脱剤、防錆防食剤及び離型剤で、潤滑剤をもととしたものを含む。) 及び紡織用繊維、革、毛皮その他の材料のオイリング又は加脂処理に使用する種類の調製品 (石油又は歴青油の含有量が全重量の 70%以上で、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成す当該調製潤滑剤及び当該調製品を除く。))

SHIMANO

- ・ 3701 20 000 0 (感光性の写真用プレート及び平面状写真用フィルム (露光してないものに限るものとし、紙製、板紙製又は紡織用繊維製のものを除く。) 並びに感光性の平面状インスタントプリントフィルム (露光してないものに限るものとし、まとめて包装してあるかないかを問わない。) : インスタントプリントフィルム)

FUJIFILM

- ・ 3703 90 000 0 (写真用紙、板紙及び織物、感光紙 (露光してないものに限る。) : その他のもの)

brother、CANON、EPSON、KYOCERA、RICOH

- ・ 3707 90 900 0 (写真用の化学調製品 (ワニス、膠着剤、接着剤その他これらに類する調製品を除く。) 及び写真用の物品で混合してないもの (使用量にしたもの及び小売用にしたもので直ちに使用可能な形状のものに限る。) : その他のもの)

brother、CANON、EPSON、KYOCERA、RICOH、TOSHIBA

- ・ 38 (各種の化学工業生産品 (医療機器として登録された物品を除く))

ACURA、DAIHATSU、HONDA、INFINITI、ISUZU、LEXUS、MITSUBISHI、NISSAN、SUBARU、SUZUKI、TOYOTA

- ・ 39 (プラスチック及びその製品 (医療機器として登録された物品を除く))

ACURA、DAIHATSU、DENSO、HONDA、INFINITI、ISUZU、LEXUS、MITSUBISHI、NISSAN、SUBARU、SUZUKI、TOYOTA

- ・ 3906 90 900 7 (アクリル重合体 (一次製品に限る。) : その他のもの)

MATSUMOTO

- ・ 3908 90 000 0 (ポリアミド (一次製品に限る。) : ポリアミド-6、-11、-12、-6,6、-6,9、-6,10 又は-6,12 : その他のもの)

Ube

- ・ 3910 00 000 (シリコーン (一次製品に限る。) :)

iiyama、PIONEER、TOSHIBA

- ・ 3921 (プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ)

EPSON

- ・ 3926 (その他のプラスチック製品及び 3901 から 3914 までの材料 (プラスチックを除く。) から成る製品)

CASIO、Makita、SHIMANO

- ・ 40 (ゴム及びその製品 (医療機器として登録された物品を除く))

ACURA、DAIHATSU、DENSO、HONDA、INFINITI、ISUZU、LEXUS、MITSUBISHI、NISSAN、SUBARU、SUZUKI、TOYOTA、YOKOHAMA

- ・ 4010 (コンベヤ用又は伝動用のベルト及びベルチング (加硫したゴム製のものに限る。))

YANMAR

- ・ 4011 (ゴム製の空気タイヤ (新品のものに限る。))

BRIDGESTONE

- ・ 4012 90 900 0 (ゴム製の空気タイヤ (更生したもの及び中古のものに限る。) 並びにゴム製のソリッドタイヤ、クッションタイヤ、タイヤトレッド及びタイヤフラップ : その他のもの : タイヤフラップ)

SHIMANO

- ・ 4016 (その他の製品 (加硫したゴム (硬質ゴムを除く。) 製のものに限る。))

CASIO

- ・ 4811 90 000 0 (紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ (ロール状又は長方形 (正方形を含む。) のシート状のもので、大きさを問わず、塗布し、染み込ませ、被覆し、表面に着色し若しくは装飾を施し又は印刷したものに限り、4803、4809 又は 4810 の物品を除く。) : その他の紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ)

EPSON

- ・ 4821 (紙製又は板紙製のラベル (印刷してあるかないかを問わない。))

FUJIFILM、FUJITSU、SONY、TOWA

- ・ 4823 (その他の紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ (特定の大きさ又は形状に切つたものに限る。) 並びに製紙用パルプ、紙、板紙、セルロースウォッディング又はセルロース繊維のウェブのその他の製品)

ACURA、DAIHATSU、HONDA、INFINITI、ISUZU、LEXUS、MITSUBISHI、NISSAN、SUBARU、SUZUKI、TOYOTA

- ・ 68 (石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品)

ACURA、DENSO、HONDA、INFINITI、ISUZU、LEXUS、MITSUBISHI、NISSAN、SUBARU、SUZUKI、TOYOTA

- ・ 6805 30 000 9 (粉状又は粒状の天然又は人造の研磨材料を紡織用繊維、紙、板紙その他の材料に付着させた物品 (特定の形状に切り、縫い合わせ又はその他の加工をしたものであるかないかを問わない。) : その他の材料に付着させたもの : その他のもの)

BANDO、YAMAHA

- ・ 6903 90 900 0 (けいそう土その他これに類するけい酸質の土から製造した製品及び耐火製品 : その他の陶磁製耐火製品 (例えば、レトルト、るつぼ、マッフル、ノズル、プラグ、支持物、キューペル、管、さや、棒及びスライドゲート。けいそう土

その他これに類するけい酸質の土から製造したものを除く。)：その他のもの)

mitsui & co.

- ・ 70 (ガラス及びその製品 (医療機器として登録された物品を除く))
ACURA, DAIHATSU, DENSO, HONDA, INFINITI, ISUZU, LEXUS, MITSUBISHI, NISSAN, SUBARU, SUZUKI, TOYOTA
- ・ 72 (鉄鋼)
ACURA, HONDA, INFINITI, ISUZU, LEXUS, MITSUBISHI, NISSAN, SUBARU, SUZUKI, TOYOTA
- ・ 73 (鉄鋼製品)
ACURA, DAIHATSU, DENSO, HONDA, INFINITI, ISUZU, LEXUS, MITSUBISHI, NISSAN, SUBARU, SUZUKI, TOYOTA
- ・ 7322 90 000 9 (セントラルヒーティング用のラジエーター (電気加熱式のものを除く。) 及びその部分品並びに動力駆動式の送風機を有するエアヒーター及び温風分配器 (新鮮な又は調節した空気を供給することができるものを含むものとし、電気加熱式のものを除く。) 並びにこれらの部分品 (この項の物品は、鉄鋼製のものに限る。)：その他のもの)

Makita

- ・ 7326 (その他の鉄鋼製品)
KYOCERA, NEC, SHIMANO, SUMITOMO
- ・ 74 (銅及びその製品)
ACURA, DENSO, HONDA, INFINITI, ISUZU, LEXUS, MITSUBISHI, NISSAN, SUBARU, SUZUKI, TOYOTA
- 76 (アルミニウム及びその製品)
ACURA, DAIHATSU, DENSO, HONDA, INFINITI, ISUZU, LEXUS, MITSUBISHI, NISSAN, SUBARU, SUZUKI, TOYOTA
- ・ 78 (鉛及びその製品)
ACURA, DENSO, HONDA, INFINITI, ISUZU, LEXUS, MITSUBISHI, NISSAN, SUBARU, SUZUKI, TOYOTA
- ・ 79 (亜鉛及びその製品)
ACURA, DENSO, HONDA, INFINITI, ISUZU, LEXUS, MITSUBISHI, NISSAN, SUBARU, SUZUKI, TOYOTA
- ・ 80 (すず及びその製品)
ACURA, HONDA, INFINITI, ISUZU, LEXUS, MITSUBISHI, NISSAN, SUBARU, SUZUKI, TOYOTA
- ・ 81 (その他の卑金属及びサーメット並びにこれらの製品)
DENSO
- ・ 82 (卑金属製の工具、道具、刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品)

**ACURA、DAIHATSU、DENSO、HONDA、INFINITI、ISUZU、LEXUS、MITSUBISHI、
NISSAN、SUBARU、SUZUKI、TOYOTA**

- ・ 8204 20 000 0 (スパナ及びレンチ (トルクレンチを含み、手回しのものに限るものとし、タップ回しを除く。) 並びに互換性スパナソケット (ハンドル付きであるかないかを問わない。) : 互換性スパナソケット (ハンドル付きであるかないかを問わない。))

SHIMANO

- ・ 8205 (手道具及び手工具 (ダイヤモンドガラス切りを含むものとし、他の項に該当するものを除く。)、トーチランプ並びに万力、クランプその他これらに類する物品 (加工機械又はウォータージェット切断機械の附属品及び部分品を除く。)、金敷き、可搬式鍛冶炉並びにフレーム付きグラインディングホイールで手回し式又は足踏み式のもの)

SHIMANO、TOWA

- ・ 83 (各種の卑金属製品)

**ACURA、DAIHATSU、DENSO、HONDA、INFINITI、ISUZU、LEXUS、MITSUBISHI、
NISSAN、SUBARU、SUZUKI、TOYOTA**

- ・ 8302 (卑金属製の帽子掛け、ブラケットその他これらに類する支持具、取付具その他これに類する物品 (家具、戸、階段、窓、日よけ、車体、馬具、トランク、衣装箱、小箱その他これらに類する物品に適するものに限る。)、取付具付きキャスター及びドアクローザー)

NEC

- ・ 84 (原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品 (医療機器として登録された物品を除く))

**ACURA、DAIHATSU、DENSO、HONDA、INFINITI、ISUZU、LEXUS、MITSUBISHI、
NISSAN、SAKURA、SUBARU、SUZUKI、TOYOTA**

- ・ 8407 (ピストン式火花点火内燃機関 (往復動機関及びロータリーエンジンに限る。))

KOMATSU、YAMAHA、YANMAR

- ・ 8408 (ピストン式圧縮点火内燃機関 (ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン))

KOMATSU、YANMAR

- ・ 8414 (気体ポンプ、真空ポンプ、気体圧縮機及びファン、換気用又は循環用のフード (ファンを自蔵するものに限るものとし、フィルターを取り付けてあるかないかを問わない。) 並びに密閉形の生物学的安全キャビネット (フィルターを取り付けてあるかないかを問わない。))

iiyama、PANASONIC、PIONEER、SHARP、TOSHIBA

- ・ 8415 (エアコンディショナー (動力駆動式ファン並びに温度及び湿度を変化させる機構を有するものに限るものとし、湿度のみを単独で調節することができないもの

を含む。))

DAIKIN、DENSO

- ・ 8418 (冷蔵庫、冷凍庫その他の冷蔵用又は冷凍用の機器 (電気式であるかないかを問わない。) 及びヒートポンプ (8415 のエアコンディショナーを除く。))

DENSO、SHARP、YANMAR

- ・ 8433 (収穫機及び脱穀機 (わら用又は牧草用のベラーを含む。)、草刈機並びに卵、果実その他の農産物の清浄用、分類用又は格付け用の機械 (8437 の機械を除く。))

Makita

- ・ 8443 (印刷機 (8442 のプレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントにより印刷に使用するもの)、その他のプリンター、複写機及びファクシミリ (結合してあるかないかを問わない。) 並びに部分品及び附属品)

brother、CANON、EPSON、FUJIFILM、FUJITSU、KONICA MINOLTA、KYOCERA、OKI、PANASONIC、Sato、SHARP、TOSHIBA

- ・ 8470 (計算機並びにデータを記録し、再生し、及び表示するポケットサイズの機械 (計算機能を有するものに限る。) 並びに会計機、郵便料金計機、切符発行機その他これらに類する計算機構を有する機械並びに金銭登録機)

CANON、CASIO、CITIZEN

- ・ 8471 (自動データ処理機械及びこれを構成するユニット並びに磁気式又は光学式の読取機、データをデータ媒体に符号化して転記する機械及び符号化したデータを処理する機械 (他の項に該当するものを除く。))

brother、CASIO、CANON、EPSON、FUJITSU、HITACHI、iiyama、KYOCERA、Logitech、OMRON、PANASONIC、PIONEER、RICOH、SONY、TOSHIBA、YOKOGAWA

- ・ 8473 50 (8470 から 8472 までの機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品 (カバー、携帯用ケースその他これらに類する物品を除く。): 8470 から 8472 までの二以上の項の機械に共通して使用する部分品及び附属品)

PIONEER、TOSHIBA

- ・ 8479 (機械類 (固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当するものを除く。))

FURUKAWA、YAMAHA

- ・ 8482 (玉軸受及びころ軸受)

Koyo、NSK

- ・ 8483 (ギヤボックスその他の変速機 (トルクコンバーターを含む。)、伝動軸 (カムシャフト及びクランクシャフトを含む。)、クランク、軸受箱、滑り軸受、歯車、歯車伝動機、ボールスクリュー、ローラースクリュー、はずみ車、プーリー (プーリーブロックを含む。)、クラッチ及び軸継手 (自在継手を含む。))

ACURA、Koyo

- ・ 85 (電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品(医療機器として登録された物品を除く))

ACURA、DAIHATSU、DENSO、HONDA、INFINITI、ISUZU、LEXUS、MITSUBISHI、NISSAN、SUBARU、SUZUKI、TOYOTA

- ・ 8502 (発電機(原動機とセットにしたものに限る。)及びロータリーコンバーター)
DENYO

- ・ 8504 (トランスフォーマー、スタティックコンバーター(例えば、整流器)及びインダクター)

CASIO、iiyama、muRata、NIPPON CHEMI-CON、OMRON、PANASONIC、PIONEER、PlayStation、RUBYCON、sumida、TDK、TOSHIBA

- ・ 8505 (電磁石、永久磁石、永久磁石用の物品で磁化してないもの並びに電磁式又は永久磁石式のチャック、クランプその他これらに類する保持具並びに電磁式のカップリング、クラッチ、ブレーキ及びリフティングヘッド)

TOSHIBA

- ・ 8507 (蓄電池(隔離板を含むものとし、長方形(正方形を含む。)であるかないかを問わない。))

CASIO、Makita、PANASONIC、TOSHIBA

- ・ 8508 19 000 0 (真空式掃除機：電動装置を自蔵するもの：その他のもの)

Makita

- ・ 8515 (はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の機器(電気式(電気加熱ガス式を含む。)、レーザーその他の光子ビーム式、超音波式、電子ビーム式、磁気パルス式又はプラズマアーク式のものに限るものとし、切断に使用することができるかできないかを問わない。)及び金属又はサーメットの熱吹付け用電気機器)

DENYO

- ・ 8516 80 200 9 (電気式の瞬間湯沸器、貯蔵式湯沸器、浸せき式液体加熱器、暖房機器及び土壌加熱器、電熱式の調髪用機器(例えば、ヘアドライヤー、ヘアカーラー及びカール用こて)及び手用ドライヤー、電気アイロンその他の家庭において使用する種類の電熱機器並びに電熱用抵抗体(8545のものを除く。):電熱用抵抗体:その他のもの)

PANASONIC

- ・ 8517 (電話機(スマートフォン及び携帯回線網用その他の無線回線網用のその他の電話を含む。)及びその他の機器(音声、画像その他のデータを送受信するものに限るものとし、有線又は無線回線網(例えば、ローカルエリアネットワーク(LAN)又はワイドエリアネットワーク(WAN))用の通信機器を含む。)(8443、8525、8527及び8528の送受信機器を除く。))

HITACHI、OMRON、PANASONIC、SONY、YOKOGAWA

- ・ 8518 (マイクロホン及びそのスタンド、拡声器 (エンクロージャーに取り付けてあるかないかを問わない。)、ヘッドホン及びイヤホン (マイクロホンを取り付けてあるかないかを問わない。)、マイクロホンと拡声器を組み合わせたもの、可聴周波増幅器並びに電気式音響増幅装置)

JVC、KENWOOD、Logitech、PANASONIC、PIONEER、PlayStation、SONY、YAMAHA

- ・ 8519 89 110 0 (音声の記録用又は再生用の機器 : その他の機器 : その他のもの : 8519 20 以外のレコードプレーヤー)

PIONEER、SONY、SONY MUSIC、YAMAHA

- ・ 8521 (ビデオの記録用又は再生用の機器 (ビデオチューナーを自蔵するかしないかを問わない。))

PIONEER

- ・ 8522 (部分品及び附属品 (8519 又は 8521 の機器に専ら又は主として使用するものに限る。))

KYOCERA、muRata、NIPPON CHEMI-CON、PANASONIC、RUBYCON、sumida、TDK

- ・ 8523 (ディスク、テープ、不揮発性半導体記憶装置、スマートカードその他の媒体 (記録してあるかないかを問わず、ディスク製造用の原盤及びマスターを含むものとし、37 の物品を除く。))

FUJIFILM、iiyama、Logitech、PANASONIC、PIONEER、SONY、TOSHIBA

- ・ 8525 (ラジオ放送用又はテレビジョン用の送信機器 (受信機器、録音装置又は音声再生装置を自蔵するかしないかを問わない。)、テレビジョンカメラ、デジタルカメラ及びビデオカメラレコーダー)

CANON、FUJIFILM、JCV、NIKON、OLIMPUS、PANASONIC、PIONEER、SONY

- ・ 8527 99 000 0 (ラジオ放送用の受信機器 (同一のハウジングにおいて音声の記録用若しくは再生用の機器又は時計と結合してあるかないかを問わない。) : その他のもの)

JVC、KENWOOD、PANASONIC、PIONEER、SONY、YAMAHA

- ・ 8528 (モニター及びプロジェクター (テレビジョン受像機器を有しないものに限る。) 並びにテレビジョン受像機器 (ラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵するかしないかを問わない。))

EPSON、HITACHI、iiyama、JVC、KENWOOD、Nakamichi、NEC、PANASONIC、PIONEER、SHARP、SONY、YAMAHA

- ・ 8532 (固定式、可変式又は半固定式のコンデンサー)

PANASONIC

- ・ 8533 (電気抵抗器 (可変抵抗器及びポテンショメーターを含むものとし、電熱用抵抗器を除く。))

KYOCERA、NIPPON CHEMI-CON、PANASONIC、RUBYCON、sumida、TDK

- ・ 8534 00 190 0 (印刷回路：導電性素子と接点のみから構成されるもの：その他のもの)

CASIO

- ・ 8536 (電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器 (例えば、スイッチ、継電器、ヒューズ、サージ抑制器、プラグ、ソケット、ランプホルダーその他の接続子及び接続箱。使用電圧が 1,000 ボルト以下のものに限る。) 並びに光ファイバー (束にしたものを含む。) 用又は光ファイバーケーブル用の接続子)

HIROSE ELECTRIC、PANASONIC

- ・ 8537 (電気制御用又は配電用の盤、パネル、コンソール、机、キャビネットその他の物品 (90 の機器を自蔵するものを含み、8535 又は 8536 の機器を二以上装備するものに限る。) 及び数値制御用の機器 (8517 の交換機を除く。))

CASIO、OMRON、TOSHIBA、YOKOGAWA

- ・ 8539 (フィラメント電球及び放電管 (シールドビームランプ、紫外線ランプ及び赤外線ランプを含む。)、アーク灯並びに発光ダイオード (LED) 光源)

ROHM SEMICONDUCTOR

- ・ 8541 (半導体デバイス (例えば、ダイオード、トランジスター及び半導体ベースの変換器)、光電性半導体デバイス (光電池 (モジュール又はパネルにしてあるかないかを問わない。)) を含む。)、発光ダイオード (LED) (他の発光ダイオード (LED) と組み合わせてあるかないかを問わない。) 及び圧電結晶素子)

FUJITSU、NEC、Nichia、OMRON、PANASONIC、SHARP、SONY、SUMITOMO ELECTRIC、TAKAMISAWA、TOSHIBA

- ・ 8542 (集積回路)

FUJITSU、iiyama、PANASONIC、PIONEER、SHARP、TAKAMISAWA、TDK、TOSHIBA

- ・ 8543 70 800 0 (電気機器 (固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当するものを除く。)) : その他の機器)

YOKOGAWA

- ・ 8544 (電気絶縁をした線、ケーブル (同軸ケーブルを含む。)) その他の電気導体 (エナメルを塗布し又は酸化被膜処理をしたものを含むものとし、接続子を取り付けてあるかないかを問わない。) 及び光ファイバーケーブル (個々に被覆したファイバーから成るものに限るものとし、電気導体を組み込んであるかないか又は接続子を取り付けてあるかないかを問わない。))

CASIO

- ・ 8547 20 000 9 (電気機器の電気絶縁用物品 (成形中に金属製のさ細な部分 (例えば、ねじを切つたソケット) を専ら組立てのため組み込んだものを含み、絶縁材料製のものに限るものとし、8546 のがい子を除く。) 並びに電線用導管及びその継手 (卑

金属製のもので絶縁材料を内張りしたものに限る。):プラスチック製の電気絶縁用物品:その他)

Nippon Techno Carbon (NTC)

- ・ 87 (鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品)
ACURA、DAIHATSU、HONDA、INFINITI、ISUZU、LEXUS、MITSUBISHI、NISSAN、SUBARU、SUZUKI、TOYOTA
- ・ 8714 (部分品及び附属品 (8711 から 8713 までの車両のものに限る。))
SHIMANO
- ・ 90 (光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品 (医療機器として登録された物品を除く))
ACURA、DAIHATSU、HONDA、INFINITI、ISUZU、LEXUS、MITSUBISHI、NISSAN、SUBARU、SUZUKI、TOYOTA
- ・ 9002 90 000 9 (レンズ、プリズム、鏡その他の光学用品 (材料を問わないものとし、取り付けたもので機器に装着して又は機器の部分品として使用するもの)に限り、光学的に研磨してないガラス製のものを除く。): その他のもの
CANON、FUJIFILM、NIKON、OLYMPUS、PANASONIC、SONY
- ・ 9006 (写真機 (映画用撮影機を除く。)) 並びに写真用のせん光器具及びせん光電球 (8539 の放電管を除く。))
CANON、FUJIFILM、NIKON、OLYMPUS、PANASONIC、SONY
- ・ 9007 20 000 0 (映画用の撮影機及び映写機 (録音装置又は音声再生装置を自蔵するかしないかを問わない。): 映写機)
CANON、EPSON、NEC、PANASONIC、SONY
- ・ 9025 (ハイδροメーターその他これに類する浮きばかり、温度計、パイロメーター、気圧計、湿度計及び乾湿球湿度計 (記録装置を有するか有しないかを問わない。)) 並びにこれらを組み合わせた物品
YOKOGAWA
- ・ 9026 (液体又は気体の流量、液位、圧力その他の変量の測定用又は検査用の機器 (例えば、流量計、液位計、マンメーター及び熱流量計。9014、9015、9028 又は 9032 の機器を除く。))
Fuji Electric、OMRON、YOKOGAWA
- ・ 9027 (物理分析用又は化学分析用の機器 (例えば、偏光計、屈折計、分光計及びガス又は煙の分析機器)、粘度、多孔度、膨張、表面張力その他これらに類する性質の測定用又は検査用の機器、熱、音又は光の量の測定用又は検査用の機器 (露出計を含む。)) 及びマイクロトーム
PANASONIC、YOKOGAWA
- ・ 9030 (オシロスコープ、スペクトラムアナライザーその他の電氣的量の測定用又は検査用の機器 (9028 の計器を除く。)) 及びアルファ線、ベータ線、ガンマ線、エ

ックス線、宇宙線その他の電離放射線の測定用又は検出用の機器)

YOKOGAWA

- ・ 9031 (測定用又は検査用の機器 (この類の他の項に該当するものを除く。)) 及び輪郭投影機)

OMRON

- ・ 9032 (自動調整機器)

HONDA、SUBARU、YOKOGAWA

- ・ 9102 (腕時計、懐中時計その他の携帯用時計 (ストップウォッチを含むものとし、9101 のものを除く。))

CASIO、CITIZEN、SONY

- ・ 9105 (その他の時計 (携帯用時計を除く。))

CASIO、CITIZEN

- ・ 9207 10 500 0 (電氣的に音を発生し又は増幅する楽器 (例えば、オルガン、ギター及びアコーディオン) : 鍵盤楽器 (アコーディオンを除く。) : シンセサイザー)

CASIO、YAMAHA

- ・ 9209 99 700 0 (楽器の部分品 (例えば、オルゴールの機構) 及び附属品 (例えば、機械式演奏用のカード、ディスク及びロール)、メトロノーム、音さ並びに調子笛 : その他のもの)

CASIO、YAMAHA

- ・ 94 (家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びに照明器具 (他の類に該当するものを除く。)) 及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物 (医療機器として登録された物品を除く))

ACURA、HONDA、INFINITI、ISUZU、LEXUS、MITSUBISHI、NISSAN、SUBARU、SUZUKI、TOYOTA

- ・ 9504 (ビデオゲーム用のコンソール及び機器、テーブルゲーム用又は室内遊戯用の物品 (ピンテーブル、ビリヤード台、カジノ用に特に製造したテーブル及びボーリングアレー用自動装置を含む。)) 並びに硬貨、銀行券、バンクカード、トークンその他の支払手段により作動する娯楽用の機械)

Play Station、SONY

- ・ 9507 (釣りざお、釣針その他の魚釣用具及びたも網、捕虫網その他これらに類する網並びにおとり具 (9208 又は 9705 のものを除く。)) その他これに類する狩猟用具)

SHIMANO

- ・ 96 (雑品)

ACURA、DAIHATSU、DENSO、HONDA、INFINITI、ISUZU、LEXUS、MITSUBISHI、NISSAN、SUBARU、SUZUKI、TOYOTA

- ・ 9612 (タイプライターリボンその他これに類するリボン (インキを付けたもの及び

その他の方法により印字することができる状態にしたものに限るものとし、スプールに巻いてあるかないか又はカートリッジに入れてあるかないかを問わない。) 及びインキパッド(インキを付けてあるかないか又は箱に入れてあるかないかを問わない。))

PANASONIC、Sato、TOWA

- ・ 9620 (一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品)

CANON、NIKON、SONY

参考 1 : ロシア連邦法 No.46-Φ3 (仮訳 ; 抜粋) (2022 年 3 月 8 日公布)

第 18 条

1. ロシア連邦政府は、2022 年、以下を規定する決定を下す権利を有することを定める。

1) ~ 12) (略)

13) 商品に表現された知的活動の成果および商品に表示される識別手段に対する排他的権利の保護に関するロシア連邦民法における特定の規定が適用されない商品 (商品群) のリスト

14) ~ 22) (略)

2. 本条第 1 項にいうロシア連邦政府の特定の権限は、ロシア連邦政府によって、関連分野における国家政策および法的規制の策定を担当する連邦行政機関に割り当てられることがある。

第 22 条

1. この連邦法は、その公布の日から施行する。

参考 2 : ロシア連邦政府決定 No. 506 (仮訳) (2022 年 3 月 30 日公布)

2022 年 3 月 8 日付連邦法 No.46-Φ3 の第 18 条第 1 項第 13 号及び第 18 条第 2 項に従い、ロシア連邦政府は以下を規定する ;

1. ロシア連邦産業商務省において、連邦行政機関の提案に基づき、ロシア連邦の領域外において権利者によって又はその同意を得て流通に付された商品であることを条件として、ロシア連邦民法第 1359 条第 6 項および第 1487 条の規定が適用されない商品 (商品群) のリストを承認すること。

2. この政府決定は、その公布の日から施行される。

— 2022年8月4日に公表されたリストについては、以下参照 (ロシア語のみ) —

- [Приказ Министерства промышленности и торговли Российской Федерации от 21.07.2022 № 3042 "О внесении изменений в Перечень товаров \(групп товаров\), в отношении которых не применяются положения подпункта 6 статьи 1359 и статьи 1487](#)

[Гражданского кодекса Российской Федерации при условии введения указанных товаров \(групп товаров\) в оборот за пределами территории Российской Федерации правообладателями \(патентообладателями\), а также с их согласия, утвержденный приказом Министерства промышленности и торговли Российской Федерации от 19 апреля 2022 г. № 1532" \(Зарегистрирован 04.08.2022 № 69495\)](#)

－ 2022年3月8日に公表されたロシア連邦法№.46-ФЗについては、以下参照（ロシア語のみ） －

➤ [Федеральный закон от 08.03.2022 № 46-ФЗ "О внесении изменений в отдельные законодательные акты Российской Федерации"](#)

－ 2022年3月30日に公表されたロシア連邦政府決定№. 506については、以下参照（ロシア語のみ） －

➤ [Постановление Правительства Российской Федерации от 29.03.2022 № 506 "О товарах \(группах товаров\), в отношении которых не могут применяться отдельные положения Гражданского кодекса Российской Федерации о защите исключительных прав на результаты интеллектуальной деятельности, выраженные в таких товарах, и средства индивидуализации, которыми такие товары маркированы"](#)

－ 2022年5月6日に公表されたリストについては、以下参照（ロシア語のみ） －

➤ [Приказ Министерства промышленности и торговли Российской Федерации от 19.04.2022 № 1532 "Об утверждении перечня товаров \(групп товаров\), в отношении которых не применяются положения подпункта 6 статьи 1359 и статьи 1487 Гражданского кодекса Российской Федерации при условии введения указанных товаров \(групп товаров\) в оборот за пределами территории Российской Федерации правообладателями \(патентообладателями\), а также с их согласия" \(Зарегистрирован 06.05.2022 № 68421\)](#)

－ ロシア連邦民法典は、以下参照 －

➤ [Civil Code of the Russian Federation Part Four](#)

－ ロシア発：知的財産権ニュースレターは、以下参照 －

➤ [ロシア発：知的財産権ニュースレター](#)

－ ロシア関連の欧州知財ニュースについては、以下参照 －

➤ [ロシア連邦政府、国家安全保障等のために特許権等を実施することを連邦政府が許可した際の対価に関する決議を公表（2022年6月29日）\(PDF\)](#)

- [ロシア連邦産業商務省、並行輸入を可能とする商品リストを公表、施行（2022年5月6日）（PDF）](#)
- [ロシア連邦政府、国家安全保障等のために特許権等を実施することを連邦政府が許可した際の対価に関する決議を公表（2022年3月9日）（PDF）](#)

(以上)